平成24年3月26日告示第19号

改正

平成24年10月1日告示第98号 平成25年3月1日告示第6号 平成28年3月10日告示第15号 平成28年6月1日告示第132号 平成28年6月22日告示第136号 令和2年1月27日告示第8号 令和5年12月22日告示第152号

仙北市建設工事下請けの適正化に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は仙北市(以下「市」という。)が発注する建設工事に係る下請契約について、建設業法その他関係法令等に基づき、元請負人が講ずべき措置を定めるとともに、施工段階において監督職員が把握すべき事項を定め、もって建設工事における施工体制の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「下請契約」とは、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する請負契約をいう。
- 2 この要綱において「元請負人」とは、下請契約における注文者をいい、一つの工事が数次の下請契約により行われる場合は、市から直接工事を請負った者(以下「直接元請負人」という。)はもとより、それに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- 3 この要綱において「下請負人」とは、下請契約における請負者をいい、一つの工事が数 次の下請契約により行われる場合は、直接元請負人からその工事の一部を請負った者はも とより、それに続くすべての下請契約における請負者をいう。

(下請契約の制限)

- 第3条 一括下請負は、法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第14条の規定によりこれを禁止する。
- 2 直接元請負人は、工事を施工するに当たり、市があらかじめ指定した工事又は工事の一 部について、下請負人との間で下請契約を締結してはならない。

- 3 法第3条第1項第2号に該当する特定建設業の許可を受けた者(以下「特定建設業者」という。)でなければ、発注者から直接請負った一件の工事について、下請契約に係る下請代金の額(その工事に係る下請契約が2以上あるときは下請代金の額の総額)が建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)第2条で定める金額以上となる下請契約を締結してはならない。
- 4 元請負人は、原則として次に掲げる者と下請契約を締結することができない。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者
  - (2) 法第28条第3項及び第5項の規定による営業停止処分を受け、その期間が終了していない者
  - (3) 仙北市建設工事入札等参加者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2号に規定する団体又は団体の構成員であると認められる者

(下請負人の選定)

- 第4条 元請負人は、下請負人を選定するに当たって、次の各号に掲げる事項を総合的に勘 案して選定するものとする。
  - (1) 施工能力
  - (2) 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
  - (3) 労働福祉の状況
  - (4) 取引の状況

(施工体系図の作成等)

- 第5条 直接元請負人は、下請契約を締結した場合は、下請金額に関わらず、各受注者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。
- 2 前項により施工体系図を作成した場合は、下請負人が施工を開始する前に、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、工事担当課の監督職員に提出しなければならない。
- 3 直接元請負人は、下請負人及び下請負の内容に変更があった場合は、第1項及び第2項 に定める内容を、変更が生じるたびに行わなければならない。

(施工体制台帳の作成等)

第6条 直接元請負人は、下請契約を締結した場合には、前条の施工体系図に加え、施工体制台帳を作成し工事現場毎に備え置くとともに、その写しを工事担当課へ提出しなければ

ならない。

(下請負届の提出)

- 第7条 直接元請負人は、当該建設工事について下請契約を締結したときは、直ちに、市長 に下請負届(様式第1号)を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する届出書には、第5条に規定する施工体系図のほか、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 下請契約書(約款を含む)の写し
  - (2) 下請工事内訳書の写し
  - (3) その他必要な資料
- 3 直接元請負人は、当該建設工事について下請契約を締結したときは、次に掲げる事項について確認し、その確認の結果を記録した確認票(以下「下請負届確認票」という。)を 作成し、下請負届に添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 下請契約の相手方である下請負人の建設業許可及び健康保険等の加入の状況並びに 県内に本店を有する者以外の者にあっては、その選定の理由
  - (2) 下請契約に係る法第19条第1項の規定による書面の状況
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- 4 下請負届確認票の様式は、様式第2号によるものとする。

(下請契約の締結とみなす行為)

第8条 直接元請負人が、いかなる名義をもってするかを問わず、又はいかなる方法をもってするかを問わず、その役員でない者又は雇用契約を締結していない者を当該建設工事に従事させている場合は、前条の規定の適用上、他の建設業を営む者と下請契約を締結したものとみなす。

(施工体制の確認)

- 第9条 工事担当課の監督職員は、工事の施工段階において次の各号に掲げる事項を確認し なければならない。
  - (1) 監理技術者又は主任技術者の同一性及び専任に関する確認
  - (2) 下請契約書(下請負の経緯も含め契約書類一式)の確認
  - (3) 施工体系図及び施工体制台帳の確認
  - (4) 元請負人の実質的関与に関する確認
- 2 監督職員は、前項の確認の結果、適当でないと認められる場合は、直接元請負人に対し

て速やかに所用の措置を講ずるよう指示しなければならない。

(元請負人の責務)

- 第10条 法第18条の規定に基づき、元請負人及び下請負人は、それぞれ対等な立場における 合意に基づいて公正な下請契約を締結し、当該契約に定められた事項を誠実に履行しなけ ればならない。
- 2 元請負人は、見積依頼にあって、施工責任の範囲及び施工条件等の工事内容を明確にし、 書面で提示するよう努めるととともに、政令第6条に規定する見積期間を設けなければな らない。
- 3 元請負人及び下請負人は、第7条第2項により締結した下請契約の内容に変更が生じた 場合は、その変更の内容を書面に記載し、相互に交付しなければならない。
- 4 元請負人は、下請契約にかかる代金の支払時期及び方法等について、法第24条の3第1 項から法第24条の4第2項及び法第24条の6第1項から第4項によるほか、次の各号に定 める事項を遵守しなければならない。
  - (1) 前払金を受領した場合は、法第24条の3第2項の規定に基づき、下請負人に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう努めること。
  - (2) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金払とすること。
  - (3) 手形期間は、90日以内のできる限り短い期間とすること。 (市の指導等)
- 第11条 直接元請負人がこの要綱に違反し、監督職員等の是正指示に従わない場合において は、その旨市長に報告し指示を受けるとともに、当該違反内容が法令等に抵触する場合は、 監督行政庁等へ通報を行うものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (平成24年10月1日告示第98号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日告示第6号)

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成28年3月10日告示第15号)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年6月1日告示第132号)
- この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
  - 附 則 (平成28年6月22日告示第136号)
- この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
  - 附 則(令和2年1月27日告示第8号)
- この要綱は、令和2年2月1日から施行する。
  - 附 則(令和5年12月22日告示第152号)
- この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

年 月 日

仙北市長 様

住 所 商号又は名称 代表者 氏名

印

下 請 負 届

工事の一部を下請負に付したので、契約事項第7条に基づき届け出します。

- 1 工事 名 称
- 2 工 事 場 所
- 3 下請負金額合計 円
- 4 内 訳

下請負人の商号又は 名称、住所及び 代表者の氏名	建 設 業許可番号	主任技術者 の 氏 名	下請工事の概要	下請負金額 (円)

- ※下請負届確認票(様式第2号)を添付すること。
- ※施工体制台帳(添付書類を含む)の写しは監督員に提出すること。

仙北市長 様

確認日: 年 月 日

## 下請負届確認票

商号又は名称 代表者氏名

_	_		$\sim$
		本	24

下請業者名

項目	内容	適否	備考
 下請負人	下請工事の種類に対応する有効な建設業許可を有する		
の選定	者である		
	社会保険等未加入業者でない		
	工事の施工について著しく不適当な者でない		
	工事の施工について者ひく小週目は者ではい.		
	県内に本店を有する者である		
下請契約	建設業法第19条第1項第1号から第14号までに掲		
締結のあ	げる事項の全てが書面で定められている		
り方	対等な立場で公正な契約を適正な額の請負代金で締結		
	しており、下請負人へのしわ寄せはない		
	契約締結後に、使用資材等の購入先を指定し購入させる		
	ような行為は行っていない		
第3条関係	一括して請け負わせていない		
PD	元請負人が一般建設業の許可業者である場合、建設業法		
	施行令第2条で定める金額以上の契約となっていない		
	地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者又は営業		
	停止等の処分期間中でない		
	暴力団又は暴力団員による被害又は不当要求はない		
第 10 条第	市から前払金(部分払)が支払われる場合、下請負人に		
4 項関係	対 して前払金(部分払)を支払う		
	労務費相当分は現金払とする		
	手形期間は90日以内である		
その他	その他建設業法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣		
	法等の規定に違反する事実はない		

- ・事前審査の結果について、適否欄に適・否を記載すること。
- ・適否欄が否となる項目については、備考欄に理由等を記載すること。
- ・建設業許可通知の写し、下請契約書、約款、下請工事内訳書の写し、施工体系図を添付すること。